

継続雇用条件の基準撤廃と 希望者全員65歳までの 雇用確保を勝ち取ろう！

2012年度基本協約・協定改定交渉がスタートしました。本部は、8月18日開催された第1回団体交渉で、「8月1日、衆議院厚生労働委員会で高年齢者雇用安定法改正案が可決され、労働者が希望すれば65歳までの雇用を企業に義務づけるというものであり、会社はこの高齢法の改正を待つことなく、直ちに65歳までの雇用確保を行うべきである事」を強く訴えてきました。

会社は、「49～59歳まで、懲戒処分3回、期末手当減額5回」は再雇用不適という勝手な基準をつくり、恣意的判断でJR東海労組合員を選別してきました。高年齢者雇用安定法改正案は、8月3日、一部修正（民・自・公）で衆議院本会議で可決され、その後、参議院に送られました。今後、高年齢者雇用安定法改正が成立すれば、会社が勝手につくった基準が通用しなくなるのは確実です。

もはや、会社の思惑は崩れ去ったといえます。一流企業を自負するならば、私たちの要求通り、継続雇用条件の基準を撤廃し、希望者全員65歳までの雇用を確保すべきです。

JR東海ユニオン、国労組合員の皆さん、私たちJR東海労は、2012年度基本協約・協定改訂交渉の中で、将来にわたって安全で安心して働ける労働条件と職場環境を整えるために、希望者全員65歳まで働けること、再雇用条件の撤廃を要求を強く訴えていきます。

**法改正の前に再雇用基準を
撤廃するのが一流企業だ！**